令和8年 10 月吉日

PTA会員の皆様

武庫小PTA本部

＝　第1回・第2回臨時運営委員会だより　＝

PTA 活動がより皆さんに分かりやすく身近なものとなるよう、そして活動しやすいものとなるよう、以下の見直しを行いました。

「臨時運営委員会だより」は、臨時運営委員会にて報告・審議決定された内容をＰＴＡ会員の皆様にご報告する大切なお知らせです。

1.PTA 本部及び委員の免除対象者の見直しについて

より分かりやすくするため、以下のように本部・委員の免除対象者を統一・変更いたします。

① 4月1日現在、妊娠中である者。
② 4月1日現在、満2歳以下の子がいる者。
③ 過去に本部役員を経験した者。
④ 他の保育園・幼稚園・学校等で本部役員に内定している者。
⑤ 本部役員または地区部長に内定している者。（委員の選出に限る）
⑥ 一児童につき、1巡目において部長及びリーダーの任にあたった者は当該児童において2順目の委員を免除するものとする。（委員の選出に限る）
⑦ 上記に定める免除事由のほか、やむを得ない事由により免除を希望し、これを認められた者。なお、個別の事情を考慮し、必要に応じて本部において協議の上、決定するものとする。

2.地区部長・地区委員の選出方法・選出時期の変更

前年度までは、本部と同時期に地区委員を選出し、選出された委員の中から地区部長を選出していました。しかし見守り活動の活動縮小により早い時期での地区委員選出の必要がなくなったため、地区委員を他の委員と同時期（地区部長のみ本部と同時期）に選出いたします。

3.役員選出と委員選出のための自己申告書の統一

前年度までは、二度に分けて自己申告書を配布・回収していました。しかし、2. の変更に伴い今年度は役員選出と委員選出の時期が近くなるため、役員選出と委員選出のための自己申告書を統一いたします。

4.「委員活動内容他記載集」の配布時期の変更

昨年度までは年明けの自己申告書と同時に配布していましたが、3. の変更に伴い、10 月の自己申告書と同時に配布いたします。

5.「地区委員会内規」の撤廃

地区委員会の活動内容や委員・部長の選出方法などについて、これまでは独立した「地区委員会内規」として設けられていましたが、「地区委員会内規」を撤廃し、他の委員と同様「武庫小PTA 委員活動内容他記載集」にその内容を組み込みます。

6.PTA 会費を年単位に

転出・転入の際の会計の負担を減らすため、来年度以降は PTA 会費を月単位での計算（1年当たり 200 円×12 ヶ月＝2,400 円）から年単位（1年当たり 2,400 円）に変更したいと考えております。
但し、年度末の定期総会にて承認されなければ変更は行いません。

7. 各書類の記載内容変更

1. ～5. の変更に伴い、
「総会のしおり」「武庫小 PTA 委員活動内容他記載集」「自己申告書」「選考委員内規」の内容を変更します。